

工場等を営む事業者の皆様へ

秋田県建築行政連絡会議

工場等に設置されるエレベーターの安全確保について

平成 2 1 年 2 月、兵庫県内の食品工場でエレベーター死亡事故が発生しました。

このエレベーターを点検したところ安全装置に不備があり、しかも、建築確認の手続きを経ずに設置された違法なものであることが判明しました。

このような事故を招いた場合、設置者（管理者）は重大な過失責任を問われます。

工場等に設置するエレベーターも、建築基準法に基づく手続き（確認申請、完成検査及び定期検査）が必要です。今一度、ご確認ください。

1 建築基準法に基づく手続きが必要なエレベーター

① 「人」を運搬 → 規模に関わらず必要

② 「物」を運搬 → かごの面積が 1 m²超、又はかごの天井高が 1. 2 m 超のもの

※ 物を運搬するエレベーターに人が乗ることは違法行為です。

2 お問い合わせ先

建築基準法の手続きに関するお問い合わせは、つぎの窓口までお願いします。

エレベーターの設置場所	担当部署名	電話番号
秋田市	秋田市都市整備部建築指導課	018-866-2153
鹿角市、鹿角郡	鹿角地域振興局建設部建築課	0186-63-2531
大館市、北秋田市、北秋田郡	北秋田地域振興局建設部建築課	
能代市、山本郡	山本地域振興局建設部建築課	018-860-3491
男鹿市、潟上市、南秋田郡	秋田地域振興局建設部建築課	
由利本荘市、にかほ市	由利地域振興局建設部建築課	0182-32-6206
大仙市、仙北市、仙北郡	仙北地域振興局建設部建築課	
横手市	平鹿地域振興局建設部建築課	0182-32-6206
湯沢市、雄勝郡	雄勝地域振興局建設部建築課	

～ 秋田県建築行政連絡会議について ～

秋田県内において建築確認の審査に関する事務を行う機関により構成され、建築物の安心安全を確保するため、相互に連携して活動しております。

構成団体 県、秋田市、大館市、横手市、大仙市、(財)秋田市総合振興公社、

(株)秋田建築確認検査機関、(財)秋田県建築住宅センター、